

令和8年度 夏季インターンシップ実施要領

1 目的

地方公務員への就職を目指している学生に、将来の進路の選択に向けた職業体験の機会を提供することにより、地方自治への理解を深めることを目的とする。

2 対象者

受入れの対象者は、学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)に在学する、地方公務員への就職を希望する学生とする。ただし、地方公務員法第16条各号に該当する者を除く。

3 実施期間

実施期間は、市長が別に定めるものとする。

- ① 令和8年8月3日(月)～5日(水) 3日間 受入部署:(仮)職員課
 - ② 令和8年8月18日(火)～20日(木) 3日間 受入部署:福祉部 長寿福祉課
 - ③ 令和8年8月31日(月)～9月2日(水) 3日間 受入部署:都市整備部 住宅課
- ※それぞれの日程で受け入れ部署が異なります。

4 募集方法

募集案内については、原則としていなべ市のホームページで行うこととする。

5 募集期間

募集期間は、令和8年6月29日(月)から令和8年7月20日(月)までの間とする。

6 申込方法

対象者がインターンシップに参加を希望する場合は、所定の Web 申込フォームにより申し込むものとする。

7 選考方法

夏季インターンシップ申込フォームの記入内容による選考を行い、受入れの可否を「いなべ市インターンシップ受入についての結果通知書(様式第3号又は様式第4号)」により本人に電子メールで通知することとする。

8 実習生の身分及び処遇

実習生には本市職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等の一切を支給しない。

9 服務等

実習生は、地方公務員法その他の法令（いなべ市条例及び規則等を含む。）及びいなべ市インターンシップ実施要領に基づき、実習担当者の指揮、監督助言等に従うことについて誓約書に署名等を行い、これらを遵守しなければならない。

10 実習時間

実習時間は、原則として午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとし、それを超える場合は受入部署の所属長が判断する。

11 実習費用

インターンシップに要する実習費用は、本市が負担するものとする。

12 実習成果等の報告

実習生は実習終了後、1 か月以内に実習レポート（大学等において所定の様式がある場合には代用しても構わない。）及び実習アンケートをいなべ市総務部職員課まで電子メールで提出する。

13 災害補償等

- （1） 実習生はインターンシップへの参加に当たり災害傷害保険、損害賠償責任保険等に加入し、加入を証明する書類の写しをいなべ市総務部職員課に提出しなければならない。
- （2） インターンシップに係る実習に伴い、実習生が災害にあったときは、当該実習生自身で対応するものとする。
- （3） 実習生が本市、その他職員及び第三者に損害を与えたときは、実習生はその賠償の責めを負わなければならない。

14 その他

- （1） この要領に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は別に定める。
- （2） インターンシップに係る実習の実施について、疑義等が生じた事項については、本市と実習生との協議により決定するものとする。